八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています!

〈用語の定義〉

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人 (但し、在学期間は含まない)

I ターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Ⅰターン者

〈申 請 期 間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳 守》

「平成28年12月1日を基準日とした場合、平成26年11月30日以前に転入した人は住民登録〕 しから2年が経過しているため申請することができません

〈返 還 規 定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一 部返還していただきます。

定住奨励金

1. 交付額

①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

(以前の規定:「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用

- 「・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
- ・10m以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
- ・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、 エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。 (以前の規定:「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)

4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時に行う場合は不要)、工事内容を確認できる 書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

※補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人 は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603











が並ぶ。





1 直売所には新鮮なハタハタを求めて買い物客

2 海が荒れることでハタハタは姿を現す。

4 獲りたてのハタハタをカゴへ移す漁師。

7 八森観光市も多くの買い物客で賑わう。

8 家族総出で刺し網からハタハタを外す。

5 八森漁港での季節ハタハタ初競り。

3 岩館漁港の初漁では約300ケースが並んだ。

6 台の上では手早く大小やオスメスの選別をする。



がお田

最な名

ち漁漁

17 3

れハ家

こから「ハタハスから「ハタは「雷が鳴ることを「霹靂がき」とを「雷の色のであることを「雷が鳴るこののであることを「ないます。当れています。当れています。当れています。当れています。 魚 な、のえハ獲っころりれ

)の時 いとも期に が言う、ハラスの一般に獲り、一番では、一般に獲り、ハラスを表して、ハラスを表して、ハラスを表して、カラスをままする。

追りかっては

5 広報はっぽう 2016.12月号 広報はっぽう 2016.12月号 4